

嘉手納町わがまち特例一覧【R5.4.1現在】

No.	対象資産	取得時期 の要件	適用期間	特例率 ※課税標準額に 乗じる割合	根拠法令		その他添付書類 (写し可)
					地方税法	嘉手納町 税条例	
1	家庭的保育事業の用に供する資産 【家屋・償却資産】	—	期限なし	1/2	第349条の3 第27項	第61条の2 第1項	事業の認可を受けたことを証する書類
2	居宅訪問型保育事業の用に供する資産 【家屋・償却資産】	—	期限なし	1/2	第349条の3 第28項	第61条の2 第2項	
3	事業所内保育事業（利用定員5人以下） の用に供する資産【家屋・償却資産】	—	期限なし	1/2	第349条の3 第29項	第61条の2 第3項	
4	水質汚濁防止法の汚水又は廃液処理施設 【償却資産】	R4.4.1～ R6.3.31	期限なし	1/2	附則第15条 第2項第1号	附則第6条の2 第1項	<ul style="list-style-type: none"> 汚水又は廃液処理施設、下水道除害施設の設備であることが分かる書類 設置許可証
5	下水道除害施設【償却資産】	R4.4.1～ R6.3.31	期限なし	4/5	附則第15条 第2項第5号	附則第6条の2 第2項	
6	津波防止地域づくりに関する法律に規定 する指定避難施設避難用部分【家屋】	R3.4.1～ R6.3.31	5年間	2/3	附則第15条 第22項第1号	附則第6条の2 第3項	指定避難施設に指定されたことを証する書類
7	津波防止地域づくりに関する法律に規定 する協定避難用部分【家屋】	R3.4.1～ R6.3.31	5年間	1/2	附則第15条 第22項第2号・3号	附則第6条の2 第4項・第5項	管理協定に係る書類
8	津波防止地域づくりに関する法律に規定 する指定避難用償却資産【償却資産】	指定日以降	5年間	2/3	附則第15条 第23項第1号	附則第6条の2 第6項	指定避難施設に指定されたことを証する書類
9	津波防止地域づくりに関する法律に規定 する協定避難用償却資産【償却資産】	締結日以降	5年間	1/2	附則第15条 第23項第2号	附則第6条の2 第7項	管理協定に係る書類

嘉手納町わがまち特例一覧【R5.4.1現在】

No.	対象資産		取得時期 の要件	適用期間	特例率 ※課税標準額に 乗じる割合	根拠法令		その他添付書類 (写し可)
						地方税法	嘉手納町 税条例	
10	太陽光 発電設備	1,000kw以上	R2.4.1～ R6.3.31	3年間	3/4	附則第15条 第25項第2号イ	附則第6条の2 第12項	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー事業者 支援事業費補助金交付決定 通知書 出力規模、取得時期が分かる 書類
11		1,000kw未満	R2.4.1～ R6.3.31	3年間	2/3	附則第15条 第25項第1号イ	附則第6条の2 第8項	
12	風力 発電設備	20kw以上	R2.4.1～ R6.3.31	3年間	2/3	附則第15条 第25項第1号ロ	附則第6条の2 第9項	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業省が発行した固定価 格買取制度に係る認定通知書 出力規模、取得時期が分かる 書類
13		20kw未満	R2.4.1～ R6.3.31	3年間	3/4	附則第15条 第25項第2号ロ	附則第6条の2 第13項	
14	水力 発電設備	5,000kw以上	R2.4.1～ R6.3.31	3年間	3/4	附則第15条 第25項第2号ハ	附則第6条の2 第14項	
15		5,000kw未満	R2.4.1～ R6.3.31	3年間	1/2	附則第15条 第25項第3号イ	附則第6条の2 第15項	
16	地熱 発電設備	1,000kw以上	R2.4.1～ R6.3.31	3年間	1/2	附則第15条 第25項第3号ロ	附則第6条の2 第16項	
17		1,000kw未満	R2.4.1～ R6.3.31	3年間	2/3	附則第15条 第25項第1号ハ	附則第6条の2 第10項	
18	バイオマス 発電設備	10,000kw以上 20,000kw未満	R2.4.1～ R6.3.31	3年間	2/3	附則第15条 第25項第1号ニ	附則第6条の2 第11項	
19		10,000kw未満	R2.4.1～ R6.3.31	3年間	1/2	附則第15条 第25項第3号ハ	附則第6条の2 第17項	

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備【償却資産】

嘉手納町わがまち特例一覧【R5.4.1現在】

No.	対象資産	取得時期の要件	適用期間	特例率 ※課税標準額に乗じる割合	根拠法令		その他添付書類 (写し可)
					地方税法	嘉手納町 税条例	
20	企業主導型保育事業に供する資産（特定事業所内保育施設）【土地・家屋・償却資産】	H29.4.1～ R6.3.31	5年間	1/2	附則第15条 第32項	附則第6条の2 第18項	<ul style="list-style-type: none"> ・企業主導型保育事業（運営費）助成決定通知書 ・無償で借り受けていることが確認できる書類
21	新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅【家屋】	H27.4.1～ R7.3.31	5年間	2/3	附則第15条の8 第2項	附則第6条の2 第19項	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けた旨の通知書 ・補助金交付決定通知書 ・家屋に関する図面等
22	先端設備等導入計画に基づく先端設備等（生産性向上設備）【償却資産】	R3.4.1～ R5.3.31	3年間	0	※旧附則第64条	※旧附則第6条の2 第20項	<ul style="list-style-type: none"> ・先端設備等導入計画に係る書類の写し（認定申請書、先端設備等導入計画、確認書等） ・工業会等による証明書
23	長寿命化に資する大規模修繕工事が実施された一定の要件を満たすマンション【家屋】	R5.4.1～ R7.3.31	1年間	1/3	附則第15条の9 の3第1項	附則第6条の2 第20項	<ul style="list-style-type: none"> ・マンション管理士当が発行した、長寿命化に資する大規模修繕工事であることを証明する書類等 ※修繕工事完了後3月以内に申告してください。

※必要書類

1. 土地の登記簿謄本・公図（特例対象資産が土地の場合）
2. 建物の登記簿謄本・建物図面（特例対象資産が家屋の場合）
3. 償却資産申告書・種類別明細書（特例対象資産が償却資産の場合）
4. 事業を実施している部分とその面積が分かる図面（特例対象資産が土地または家屋の場合）
5. その他添付書類（写し可）